

防府市青年等就農計画認定審査委員会設置要領

平成24年4月1日制定

第1 設置

新たに農業経営を営もうとする青年等が、「防府市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画について認定を行うため、防府市青年等就農計画認定実施要領の第5の1に基づき防府市青年等就農計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

審査委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青年等就農計画の審査に関すること。
- (2) その他青年等就農計画認定に当たって必要な事項に関すること。

第3 認定基準

青年等就農計画の認定は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、具体的な認定基準は別紙様式第1号～第3号に掲げるとおりとする。

- (1) 青年等就農計画が基本構想に照らして適切なものであること。
- (2) その計画が達成される見込が確実であること。
- (3) 実施要領第2の(2)に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

第4 組織体制

- 1 審査委員会は、委員長、委員をもって組織する。
- 2 委員長は、防府市農林水産振興課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) (公財)やまぐち農林振興公社担い手支援課長
 - (2) 山口県山口農林水産事務所担い手支援課長
 - (3) 山口県農業協同組合防府とくち統括本部指導販売課長

(4) 防府市農業委員会事務局長

(5) 山口県山口農林水産事務所畜産振興課長

第5 会議

- 1 審査委員会の会議（以下「認定会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 認定会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 簡易な青年等就農計画の変更については、書面を送付し賛否を求め、審査委員会の開催に代えることができるものとする。

第6 庶務

審査委員会の庶務は、防府市農林水産振興課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

防府市青年等就農計画認定審査委員会設置要領第3 別紙「認定基準(法人)」

関係機関名	氏 名

法人名称、役職及び代表者氏名	
----------------	--

認定基準	チェック内容	確認書類等	判 定		
1 【年齢・認定を受けることができる者であること】					
申請要件を満たしている	原則18歳以上45歳未満(50歳未満)または知識・技術を有する65歳未満の者が従事者であり、かつ、役員の大過半数を占める法人であるか ※経営管理、加工・販売等の関連事業の従事者も含む	青年等就農計画認定申請書 ・法人の役員が有する知識及び技能に関する事項 ・技術・知識の習得状況	該当項目に○ 可・不可		
2 【経営意欲】					
農業経営者となることについての強い意志を有している	・農業を始めようとした動機について確認できるか ・農業経営者として将来の目標等が明確であるか	-	該当項目に○ 良・可・不可		
3 【独立・自営就農】					
自らが農業経営に関する主権を有している	●当該計画を作成するにあたり、本人が意思決定しているかどうか面接等により確認 ・当該収支計画の内容について説明ができるか	青年等就農計画認定申請書 ・将来の農業経営の構想 ・農業経営の規模に関する目標別添様式 ・1資金調達計画 ・6農業構造分析表	該当項目に○ 良・可・不可		
4 【基本構想に照らして適切なものであること】					
農業経営規模 生産方式 農業経営の基礎の確立に向けた取組	●経営規模が適切なものであるか ●生産方式の技術習得、流通・販売の方法が確立されているか ●農業経営の基礎の確立に向けた取組を行なうか ●基本構想で示された所得水準に到達することが見込まれるか(※本市では5年後の所得が175万以上) ・販売方法についてよく考えているか ・労働力を確保しているか ・計画に無理はないか	青年等就農計画認定申請書 ・目標とする営農類型 ・将来の農業経営の構想 ・農業経営の規模に関する目標 ・生産方式に関する目標 ・経営管理に関する目標 ・農業経営の構成別添様式 ・1資金調達計画 ・3労働時間、分配 ・6農業構造分析表	適	内容修正後 適	不適
5 【青年等就農計画の達成される見込みが確実であること】					
青年等就農計画を達成するための取組	●計画の整合性、労働力の確保の実現性等をもとに達成の確実性があるか ●当該計画の作目部門及び生産方式に係る技術を習得しているか ●経営の適正な管理を農業簿記等により行なうことが見込めるか ・労働力を確保しているか ・生産における知識・技術が身につけているか(研修を受講しているか) ・収支計画及び資金計画は適切であるか	青年等就農計画 ・目標を達成するために必要な措置 ・資金調達計画 ・農業経営の構成 ・(参考)技術・知識の習得状況別添様式 ・1資金調達計画 ・2借入金償還元利表 ・3労働時間、分配 ・5減価償却表 ・6農業構造分析表	適	内容修正後 適	不適

所見

防府市青年等就農計画認定審査委員会設置要領第3 別紙「認定基準(個人)」

関係機関名	氏 名

氏名	
----	--

認定基準	チェック内容	確認書類等	判 定		
1 【年齢・認定を受けることができる者であること】					
申請要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの者であるか ・原則18歳以上45歳未満(50歳未満) ・知識・技術を有する65歳未満 	<知識・技術を有する65歳未満> 青年等就農計画認定申請書 ・農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者が有する知識及び技能に関する事項	該当項目に○ 可・不可		
2 【経営意欲】					
農業経営者となることについての強い意志を有している	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を始めようとした動機について確認できるか ・農業経営者として将来の目標等が明確であるか 	-	該当項目に○ 良・可・不可		
3 【独立・自営就農】					
自らが農業経営に関する主宰権を有している	<ul style="list-style-type: none"> ●当該計画を作成するにあたり、本人が意思決定しているかどうか面接等により確認 ・当該収支計画の内容について説明ができるか 	青年等就農計画認定申請書 ・将来の農業経営の構想 ・農業経営の規模に関する目標別添様式 ・1資金調達計画 ・6農業構造分析表	該当項目に○ 良・可・不可		
4 【基本構想に照らして適切なものであること】					
農業経営規模 生産方式 農業経営の基礎の確立に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●経営規模が適切なものであるか ●生産方式の技術習得、流通・販売の方法が確立されているか ●農業経営の基礎の確立に向けた取り組みを行なうか ●基本構想で示された所得水準に到達することが見込まれるか(※本市では5年後の所得が175万以上) ・販売方法についてよく考えているか ・労働力を確保しているか ・計画に無理はないか 	青年等就農計画認定申請書 ・目標とする営農類型 ・将来の農業経営の構想 ・農業経営の規模に関する目標 ・生産方式に関する目標 ・経営管理に関する目標 ・農業経営の構成別添様式 ・1資金調達計画 ・3労働時間・分配 ・6農業構造分析表	適	内容修正後 適	不適
5 【青年等就農計画の達成される見込みが確実であること】					
青年等就農計画を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の整合性、労働力の確保の実現性等をもとに達成の確実性があるか ●当該計画の作目部門及び生産方式に係る技術を習得しているか ●経営の適正な管理を農業簿記等により行なうことが見込めるか ・労働力を確保しているか ・生産における知識・技術が身につけているか(研修を受講しているか) ・収支計画及び資金計画は適切であるか 	青年等就農計画 ・目標を達成するために必要な措置 ・資金調達計画 ・農業経営の構成 ・(参考)技術・知識の習得状況別添様式 ・1資金調達計画 ・2借入金償還元利表 ・3労働時間・分配 ・5減価償却表 ・6農業構造分析表	適	内容修正後 適	不適

所見

防府市青年等就農計画認定審査委員会設置要領第3 別紙「認定基準(家族経営協定)」

関係機関名	氏 名

氏名	

認定基準	チェック内容	確認書類等	判 定			
1 【年齢・認定を受けることができる者であること】						
申請要件を満たしている	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの者であるか <ul style="list-style-type: none"> ・原則18歳以上45歳未満(50歳未満) ・知識・技術を有する65歳未満 	<知識・技術を有する65歳未満> 青年等就農計画認定申請書 ・農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者が有する知識及び技能に関する事項	該当項目に○			
2 【経営意欲】						
農業経営者となることについての強い意志を有している	<ul style="list-style-type: none"> ・農業を始めようとした動機について確認できるか ・農業経営者として将来の目標等が明確であるか 	-	良・可・不可			
3 【独立・自営就農】						
自らが農業経営に関する主宰権を有している	<ul style="list-style-type: none"> ●当該計画を作成するにあたり、本人が意思決定しているかどうか面接等により確認 ・当該取支計画の内容について説明ができるか ●家族経営協定書の役割分担等の項目により共同経営者として本人の位置づけが適切になされていることを確認 	青年等就農計画認定申請書 ・将来の農業経営の構想 ・農業経営の規模に関する目標 別添様式 ・1資金調達計画 ・6農業構造分析表 家族経営協定書	良・可・不可			
4 【夫婦で農業経営を開始する場合の確認事項】						
夫婦が共同経営者であることが規定されている家族経営協定を締結している	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦が共同で経営計画、役割分担を決めること ●夫婦が相互に責任ある経営を共同で行っていること ●当該農業経営から生じる損益が夫婦各々に帰属すること 	家族経営協定書	適・不適			
5 【基本構想に照らして適切なるものであること】				適	内容修正後 適	不適
農業経営規模 生産方式 農業経営の基礎の確立に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ●経営規模が適切なるものであるか ●生産方式の技術習得、流通・販売の方法が確立されているか ●農業経営の基礎の確立に向けた取組を行なうか ●基本構想で示された所得水準に到達することが見込まれるか(※本市では5年後の所得が175万以上) ・販売方法についてよく考えているか ・労働力を確保しているか ・計画に無理はないか 	青年等就農計画認定申請書 ・目標とする営農類型 ・将来の農業経営の構想 ・農業経営の規模に関する目標 ・生産方式に関する目標 ・経営管理に関する目標 ・農業経営の構成 別添様式 ・1資金調達計画 ・3労働時間、分配 ・6農業構造分析表				
6 【青年等就農計画の達成される見込みが確実であること】				適	内容修正後 適	不適
青年等就農計画を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の整合性、労働力の確保の実現性等をもとに達成の確実性があるか ●当該計画の作目部門及び生産方式に係る技術を習得しているか ●経営の適正な管理を農業簿記等により行なうことが見込めるか ・労働力を確保しているか ・生産における知識・技術が身につけているか(研修を受講しているか) ・収支計画及び資金計画は適切であるか 	青年等就農計画 ・目標を達成するために必要な措置 ・資金調達計画 ・農業経営の構成 ・(参考)技術・知識の習得状況 別添様式 ・1資金調達計画 ・2借入金償還元利表 ・3労働時間・分配 ・5減価償却表 ・6農業構造分析表				

所見